香美市物部町小川地域の森林整備推進に関する協定書

平成23年5月

高知中部森林管理署

物部森林組合

香美市物部町小川地域の森林整備推進に関する協定書

(目的)

第1条 香美市物部町小川地域の森林整備推進に関する協定(以下「協定」という。)は、森林の共同施業団地(以下「施業団地」という。)を設定し、森林整備の目標、森林整備の方法、事業に必要な作業道等の施設の設置及び維持管理に関する事項等を定め、高知中部森林管理署と物部森林組合が連携して森林整備を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は「香美市物部町小川地域の森林整備推進に関する協定書」と称する。

(施業団地の区域)

第3条 この協定の対象は別図の香美市物部町小川地域内の森林とする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、施業団地に関係する機関の合意により締結する。

(事業内容)

第5条 協定者は連携して、低コストで効率的な作業道等整備及び森林整備を行う。

(森林整備実施計画及び事業の実行)

- 第6条 施業団地において森林整備を推進するため、協定者は連携して、森林整備実施計画を作成する。
 - 2 森林整備実施計画については、次に掲げる事項を定める。
 - (1) 森林整備を行う森林の区域及び面積
 - (2) 森林整備の目標に関する事項
 - (3) 森林整備の方法に関する事項
 - (4) 作業道等の施設の設置及び維持管理に関する事項
 - (5) 境界標識の保全管理に関する事項
 - (6) 森林整備の年次計画
 - (7) その他
 - 3 事業は、森林整備実施計画に基づき行う。ただし、経済情勢の変化等により事業 を実行しない場合、又は事業を追加する場合は他の協定者の意向を確認し、森林整 備実施計画を変更することができる。
 - 4 森林整備実施計画は前項に規定する場合のほか、協定の有効期間を延長する場合に見直しを行う。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、平成22年4月1日を始期とする高知森林計画区における地域森林 計画及び第四次国有林野施業実施計画の計画期間内(平成27年3月31日まで) とする。ただし、有効期間満了の30日前までに協定者が協議の上、協定の効力を さらに5年間延長することができる。

(協定の変更又は廃棄)

第8条 この協定の有効期間内に、諸般の事情により協定の変更又は廃棄の必要が生じた場合は、協定者間で協議の上、協定の変更又は廃棄ができる。

(運営会議)

- 第9条 協定者は、協定事項を処理するため、運営会議を開催することができる。
 - 2 運営会議は次に掲げる事項を行う。
 - (1) 森林整備実施計画に定める森林施業を実行するに当たっての必要な連絡調整
 - (2) 森林整備実施計画に定める作業道等の施設の設置及び維持管理に必要な連絡調整
 - (3) その他協定の実施に関する必要な連絡調整

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、その他必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定者が協議して定める。

(施行)

第11条 この協定は、平成23年5月27日から施行する。

以上、この協定の実施に当たっては、互いに信義を重んじ誠実に履行することを約束 し、押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年5月27日

高知中部森林管理署長 二村 信三 印

物部森林組合 代表理事組合長 小松 律男 印

香美市物部町小川地域の森林整備実施計画

香美市物部町小川地域の森林整備の推進に関する協定書(以下「協定書」)第6条に基づき、次のとおり森林整備実施計画を定める。

1 森林整備を行う森林の区域及び面積

(1) 区域

森林整備を行う森林の区域は、香美市物部町の国有林(桃草山77林班、中ノ川峰ノ川山・峰ノ川口山84林班、樒尾山86林班、宇筒舞山87林班)及び民有林(森の工場)とし、別図(事業図)に示す森林共同施業団地(以下「共同施業団地」)の区域とする。

(2) 森林面積等

共同施業団地の森林面積は927.24haであり、うち本協定期間内における森林整備を行う森林の面積(以下「森林整備面積」)は、132.95haである(表1)。

(表1)森林所有者別森林面積等

(単位:面積 ha,作業道 m)

所有形態別・団地別		森林面積	森林整備面積	作業道	備考
総	数	927. 24	132. 95	3, 930	
国有林	桃草山77林班外3	(118. 14)	(22. 93)	(1, 230)	()は分収造林外書
		259. 10	50. 02	700	
民有林	森の工場	550. 00	60.00	2, 000	

- 注) 1. 国有林は第四次国有林野施業実施計画(平成22年度~26年度)による。
 - 2. 民有林は香美市森林整備計画 (平成22年度~31年度) による。

2 森林整備の目標に関する事項

- (1) 共同施業団地は、山地災害防止機能、水源かん養機能の発揮を重視する水土保全林、 木材生産機能を増進させることを目的とする資源の循環利用林である。水土保全林の 森林整備にあたっては、団粒構造がよく発達し、かつ、粗孔隙に富む土壌を有し、多 様な樹種で構成されるなど根系や下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林整備を 目標とする。資源の循環利用林については、林道等の生産基盤が適切に整備されてい る森林を造成し、他の公益的機能の発揮に考慮しつつ、生産目標に応じた木材を安定 的、効率的に生産することを目標とする。
- (2) 具体的には、水源かん養機能のための森林整備を図りつつ、併せて長伐期施業、育成複層林施業・育成単層林施業の推進、針広混交林への誘導に努めるなどの適正な伐採方法を採用し、林床の安定化を考慮した適切な間伐を計画的に実施するなど、各機能類型に応じた施業を実施する。

3 森林整備の方法に関する事項

- (1) 間伐等の実施方法
 - ① 間伐は林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合 状態等に応じて実施する。
 - ② また、間伐率については、35%(材積率)を上限とし、現実実態に応じて決定する (保安林等別途定められている場合には、別の定めによる)。

(2) 間伐材の搬出方法

間伐材の利用促進の観点から、民有林と国有林が連携して、現地に適合し、かつ、 利用可能な間伐材を低コストで搬出できる作業システムの検討及び導入を推進する。

4 作業道等の施設の設置及び維持管理に関する事項

- (1) 協定者は、効率的な森林施業の推進、高性能林業機械を含む林業機械作業システムの導入促進等のための作業道等の施設の整備に努める。
- (2) 作業道等の施設の整備に当たっては、協定者が一体となって効率的な森林施業ができるよう配慮した設置に努めるとともに、協定者相互の利用が可能となるよう、協定書が効力を有する期間中、協定者は無料利用することができるものとする。 ただし、併用林道協定等に別途定める場合には、別の定めによる。
- (3) 作業道等の施設の通常の維持管理については、設置者が行い、使用期間中にあっては使用者が行うものとし、協定者は、相互に協力して作業道等の維持・補修に努めるものとする。

ただし、併用林道協定等に別途定める場合には、別の定めによる。

- (4) 協定者は、その責めに帰すべき事由により、立木竹、作業道等の施設の協定締結相 手方の財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償する。
- (5) 作業道等の施設の利用に当たっては、使用前に施設等の設置者に届け出るものとする。

5 境界標識の保全管理に関する事項

協定者は、国有林野境界標識並びに契約境界標識について、その保全に努める。 また、作業道等整備によって境界標識の一時撤去等が必要となる場合は、事前に協議 することとする。

6 森林整備の年次計画

当該共同施業団地の森林整備の年次計画は、表2のとおりである。

(表2)森林整備の年度別計画(予定)

〇 国有林

(単位:面積ha,材積m³,作業道m)

区分	施業種	H23	H24	H25	H26	計
	間伐面積	17. 19			32. 83	50. 02
桃草山77林班外3	搬出材積	1, 671			3, 356	5, 027
(分収造林除く)	作業道		700			700
	間伐面積				(22. 93)	(22. 93)
分収造林	搬出材積				(2, 801)	(2, 801)
	作業道	(680)		(550)		(1, 230)

〇 民有林

(単位:面積ha,材積m³,作業道m)

区分	施業種	H23	H24	H25	H26	計
	間伐面積		20.00	20.00	20. 00	60.00
森の工場	搬出材積		2, 440	2, 440	2, 440	7, 320
	作業道	330	300	370	1,000	2,000

7 その他

間伐材の需要拡大のため、民有林と国有林が連携した間伐を実施し、可能な限り搬出 販売することにより、間伐材の安定的な供給と利用促進に努める。

